

甲府市行政改革大綱（2022～2025）

甲府市
令和4年3月

目次

I はじめに.....	1
II 本市の現状	1
1 本市における人口の推移.....	1
2 本市における職員数の推移	2
3 本市における財政状況の推移	2
4 本市の公共施設における将来の更新等費用	3
III 行政改革の成果と必要性	4
1 行政改革の成果.....	4
2 行政改革の必要性	6
IV 行政改革大綱の基本事項	7
1 基本理念.....	7
2 推進期間	8
3 基本方針	8
V 改革実現に向けた施策等	9
1 基本方針を実現するための施策.....	9
2 「甲府市行政改革推進プラン(2022～2025)」の策定	10
3 体系図	11
VI 行政改革大綱の推進体制	12
1 行政改革大綱の推進体制	12
VII 参考資料	13
1 策定経過.....	13
2 甲府市行政改革推進本部設置要綱.....	14
3 甲府市行政改革を考える市民委員会設置要綱	17

I はじめに

地方自治体を取り巻く社会経済情勢は、進行する少子・高齢化による人口の減少やそれに伴う税収の減少、また、多様化する市民ニーズの変化など、目まぐるしく移り変わっており、本市を含む地方自治体はこうした時々の変化に限られた財源の中で、効果的かつ効率的、そして柔軟に対応していかなければなりません。

このため、本市では働き方改革やデジタル化の推進などにより、生産性を向上させ長期的視点に立った持続可能な行政経営に努めるとともに、市民との協働や多様な主体との連携を図り、時代のニーズに対応した行政改革の実現を目指します。

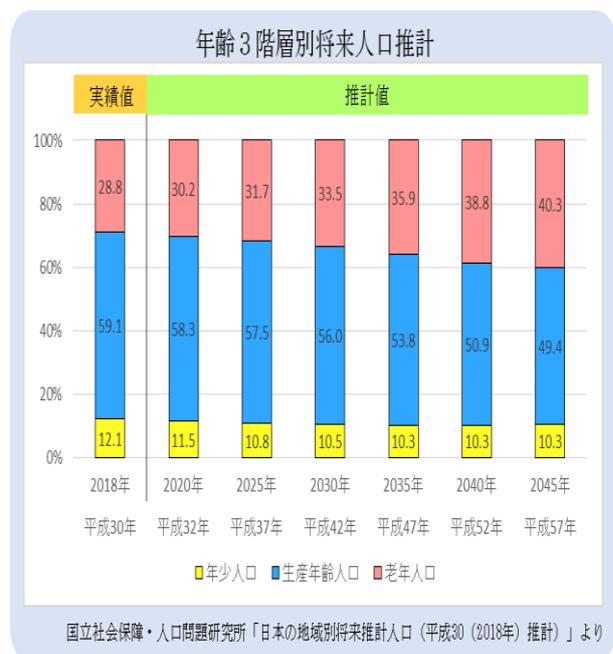
II 本市の現状

1 本市における人口の推移

本市の人口は、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計によると、5年毎に約8千人ずつ減少する見込みであり、年齢3階層別将来人口推計では、特に市税などの歳入の減少要因となる生産年齢人口の減少が見込まれます。

また、本市の令和3年の人口は、186,792人ですが、将来人口推計のとおり推移すると、令和7年（平成37年）には、179,090人になるものと推計されています。年齢区分別人口では、令和7年（平成37年）には、年少人口（0～14歳）が10.8%への減少と、高齢者人口（65歳以上）が31.7%への増加が見込まれ、少子・高齢化が加速する見通しです。

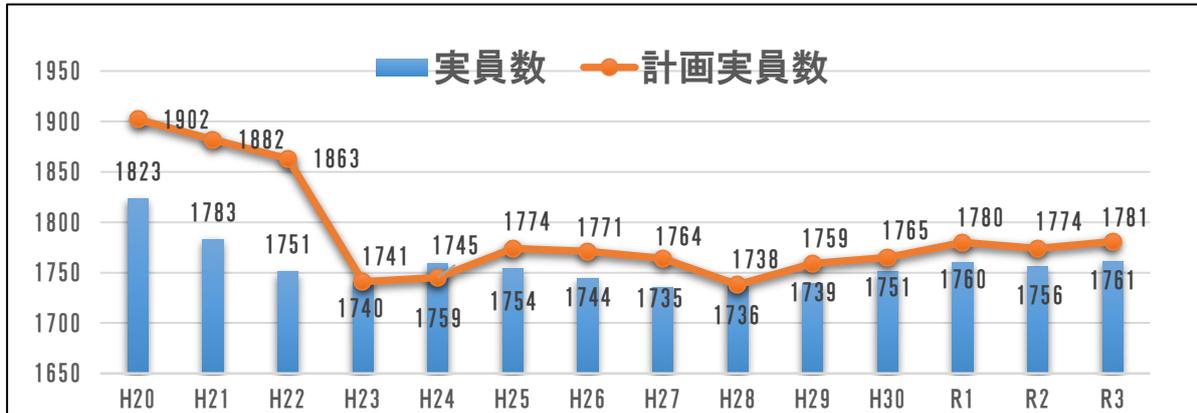
【甲府市の将来人口推計及び年齢3階層別将来人口推計】



2 本市における職員数の推移

本市では、甲府市定員適正化計画を策定し、年度ごとに計画的な定員管理に努めているところです。人口減少などが進み、地方法自治体を取り巻く状況の厳しさが増すなか、新たな行政需要への対応に取り組むため、限られた人財を有効活用できる執行体制を構築する必要があります。

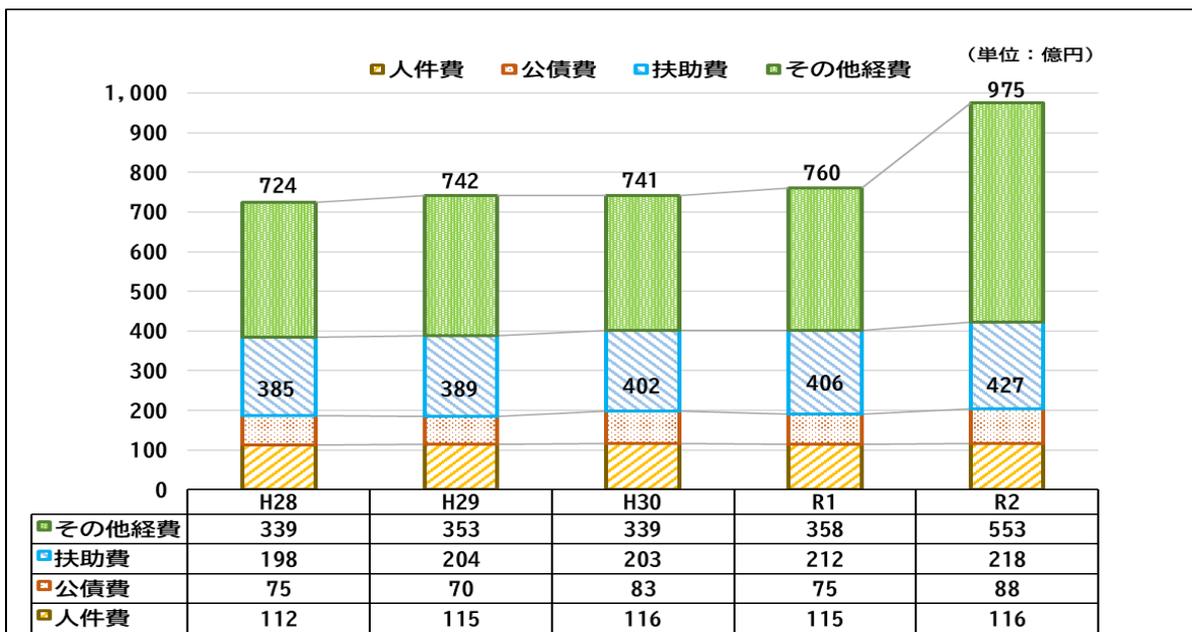
【職員数の推移（甲府市定員適正化計画による実員数）】



3 本市における財政状況の推移

本市の歳出決算額に対する義務的経費※は年々増加しており、歳出決算額に対する義務的経費の割合を示す義務的経費比率は、コロナ禍の影響により歳出決算額の総額が増加した令和2年度を除き、50%を超えて推移している状況です。義務的経費のうち、扶助費は、高齢化の進展などに伴い、今後も増加傾向が続くものと見込まれています。

【歳出決算額と義務的経費の推移】



※義務的経費：市の歳出のうち、その支出が義務付けられ、簡単に削減することができない経費をいい、一般的には、人件費、扶助費、公債費から構成されます。

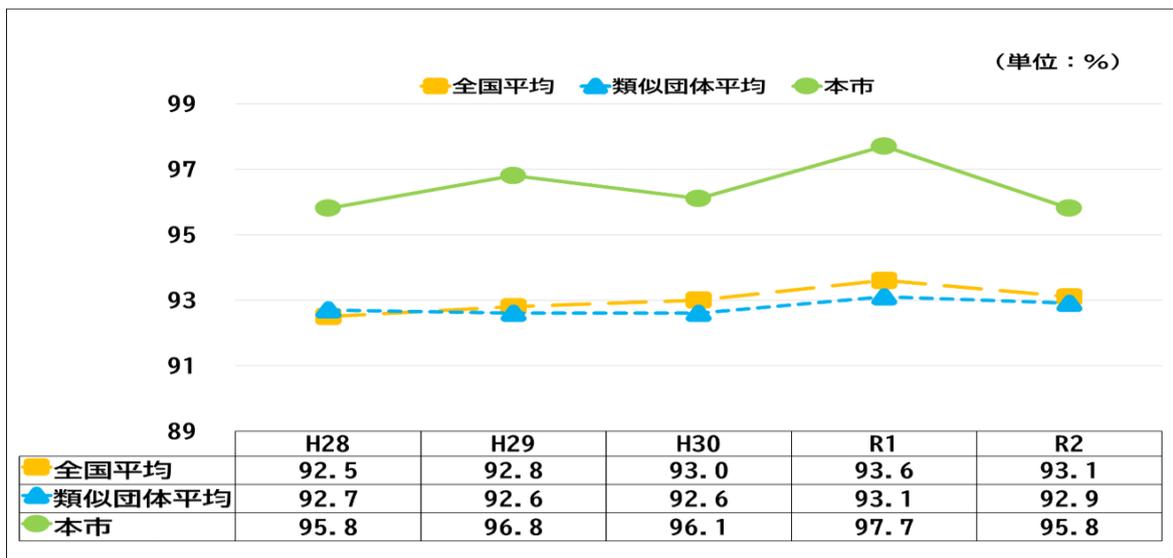
【義務的経費比率の推移】

(単位：億円・%)

年度	H28	H29	H30	R1	R2
歳出決算額	724	742	741	760	975
義務的経費合計	385	389	402	402	422
義務的経費比率	53.2	52.4	54.3	52.9	43.3

また、義務的経費の増加により、地方自治体の財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率[※]が上昇し、特に、平成28年度には公債費等の増加により、比率が95%を超え、それ以降高止まることとなりました。令和2年度は地方消費税交付金や普通交付税といった歳入の増加により、対前年度比で1.9ポイントの減少となったものの、全国平均や類似団体平均と比較すると依然高く、本市の財政構造は非常に硬直化している状況です。

【経常収支比率の推移】



※経常収支比率：地方税、地方交付税、譲与税、交付金などの経常的な一般財源が、どの程度、人件費、扶助費、公債費などの経常的な経費に充てられているかを示す指標です。

4 本市の公共施設における将来の更新等費用

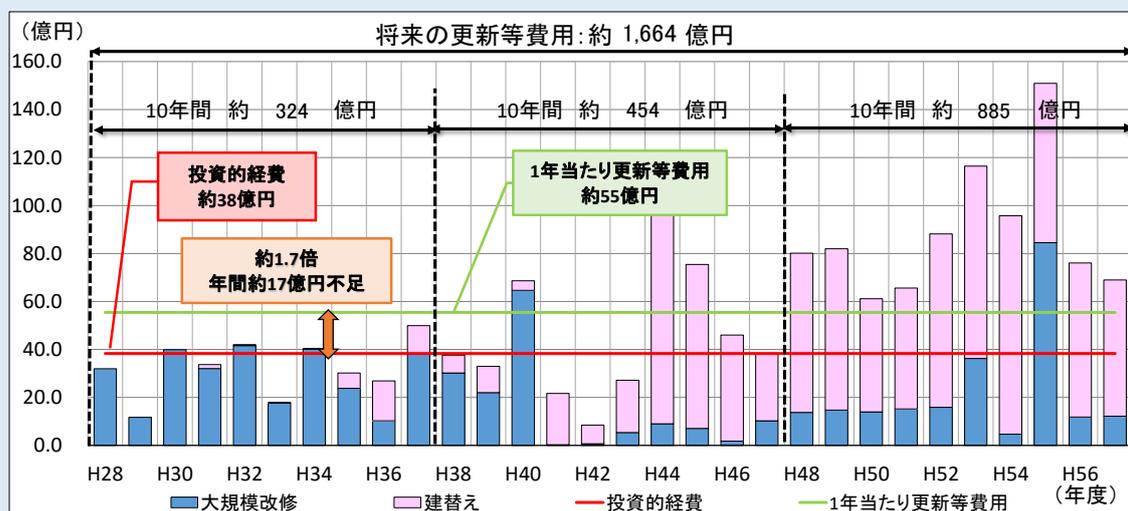
本市では、高度経済成長期に学校や市営住宅など多くの公共施設を配置し、様々な行政需要に応じてきましたが、その多くが建設から30年以上経過しています。

現在、これらの公共施設などの老朽化に伴い、順次それらの改修等に取り組んでいるところでありますが、施設等の安全性や機能性を維持するための更新等費用は、今後更に増大することが懸念され、将来に大きな財政負担となります。

また、人口減少など社会環境の変化に伴い、施設の効率的な維持管理や保有量の最適化に取り組む必要があることから、将来にわたる課題等を把握又は整理し、公共施設の利用状況や運営状況、費用の状況、地理的条件、まちづくりの視点等による施設

評価により再配置の方向付けを行い、持続可能な行財政運営に向けた公共施設等マネジメントを推進していくために「甲府市公共施設等総合管理計画」及び「甲府市公共施設再配置計画」を着実に推進し、民間事業者のノウハウを活用する公民連携や自治体連携も踏まえながら、市民サービスの向上やコストの削減を図る必要があります。

【公共施設の将来の更新等費用の推計】



<試算条件>

- 物価変動率、落札率等は考慮しない
 - 公共施設の更新（建替え）、大規模改修は、更新年数経過後に現在と同じ延床面積で更新
 - 建築後、60年で更新（建替え）を実施
 - 建築後、30年で大規模改修を実施
 - 更新（建替え）の単価は34万円/m²、大規模改修費用の単価は20万円/m²
- ※甲府市公共施設等総合管理計画（平成28年3月策定）より

III 行政改革の成果と必要性

1 行政改革の成果

これまで本市では、「住民福祉の増進」を図り、「最少の経費で最大の効果」を挙げるため、昭和41年度の第一次組織改革以降、令和3年度に至るまで、「甲府市行政改革大綱」等に基づき、時代とともに移り変わる社会のニーズに対応した様々な行政改革に取り組んできました。これまで、事務事業や組織体制の見直し、指定管理制度の導入などの民間委託化の推進、公共施設等マネジメントの推進などの取組により一定の成果を挙げ、その効果額（歳出の削減額及び歳入の増加額）は、集計を取り始めた平成10年度からの累計で約60億円となっています。

また、平成31年3月に策定した「甲府市行政改革大綱（2019～2021）」では「未来創造へのたゆまぬ改革の推進」を行政改革推進の基本的な姿勢として掲げ、単なる歳出削減だけでなく、限られた歳入の中で、行政サービスの最適化を目指し、「人創りの改革」、「業務の改革」、「経営の改革」を推進してきました。

「人創りの改革」では、研修制度の見直しや「甲府市職員定員適正化計画」に基づいた組織体制の最適化、また、甲府市協働支援センターの開設による協働の支援体制の整備を行いました。

「業務の改革」では、「職場改善に向けた推進体制」を新たに構築し、「業務改善ガイドライン」や「長時間労働抑制システム」の活用を図り、職員に対し業務に対する効率化の意識付けを行いました。

「経営の改革」では、市税等の収納率向上による確実な歳入確保に取り組むとともに、公共施設等マネジメントの推進、新たな広告媒体の導入、クラウドファンディングの実施等による民間活力の導入に取り組みました。

【これまでの行政改革の主な取組】

大綱名称	主な取組
甲府市新行政改革大綱 【平成 10 年度～14 年度】	<ul style="list-style-type: none"> ○事業評価制度の導入 ○人材育成基本方針の策定 ○情報の公開と提供
甲府市行政改革大綱（2003～2006） 【平成 15 年度～18 年度】	<ul style="list-style-type: none"> ○こうふ市民意見提出制度（パブリックコメント）の導入 ○指定管理者制度の導入 ○NPOやボランティア団体等との協働と支援 ○事業評価制度の改善（外部評価制度の導入） ○窓口サービスの拡大と延長
甲府市行政改革大綱（2007～2009） 【平成 19 年度～21 年度】	<ul style="list-style-type: none"> ○議会ホームページの充実 ○地域防災組織の育成 ○「行政手続きガイド」の作成 ○こうふDO計画の策定及び推進（基幹業務・内部情報系稼動） ○新たな研修支援体制の構築
甲府市行政改革大綱（2010～2012） 【平成 22 年度～24 年度】	<ul style="list-style-type: none"> ○新庁舎供用開始に伴う総合窓口の開設 ○簡素で効率的な組織体制の見直し ○市ホームページのリニューアル
甲府市行政改革大綱（2013～2015） 【平成 25 年度～27 年度】	<ul style="list-style-type: none"> ○職員提案制度の再構築 ○大学と連携した観光資源の発掘と情報発信の強化
甲府市行政改革大綱（2016～2018） 【平成 28 年度～30 年度】	<ul style="list-style-type: none"> ○中核市移行に向けた効果的な組織体制の確立 ○公共施設等マネジメントの推進 ○ペーパーレスの推進
甲府市行政改革大綱（2019～2021） 【平成 31 年度～令和 3 年度】	<ul style="list-style-type: none"> ○協働の推進 ○業務の抜本的な見直し ○民間活力の推進

【これまでの行政改革の成果】

○大綱別

(千円)

大綱名称	効果額
甲府市新行政改革大綱（平成 10 年度～14 年度）	936,074
甲府市行政改革大綱（2003～2006）	2,530,055
甲府市行政改革大綱（2007～2009）	1,087,580
甲府市行政改革大綱（2010～2012）	188,941
甲府市行政改革大綱（2013～2015）	634,564
甲府市行政改革大綱（2016～2018）	394,224
甲府市行政改革大綱（2019～2021）（2 か年集計）	199,595
合 計	5,971,033

○年度別



2 行政改革の必要性

行政改革とは、多様化・複雑化する行政課題に対応し、行政サービスの一層の向上を図るために、組織制度や行財政運営の在り方を見直し、適正化・効率化を図る取組であり、一過性のものではなく、継続して行う必要があります。

これまで述べたとおり、本市を含めた地方自治体を取り巻く状況は厳しさが増し、少子・高齢化の進展や生産年齢人口の減少、歳入の伸び悩みと義務的経費の増加、公共施設等の老朽化などの諸課題へ対応する必要性が更に高まっています。

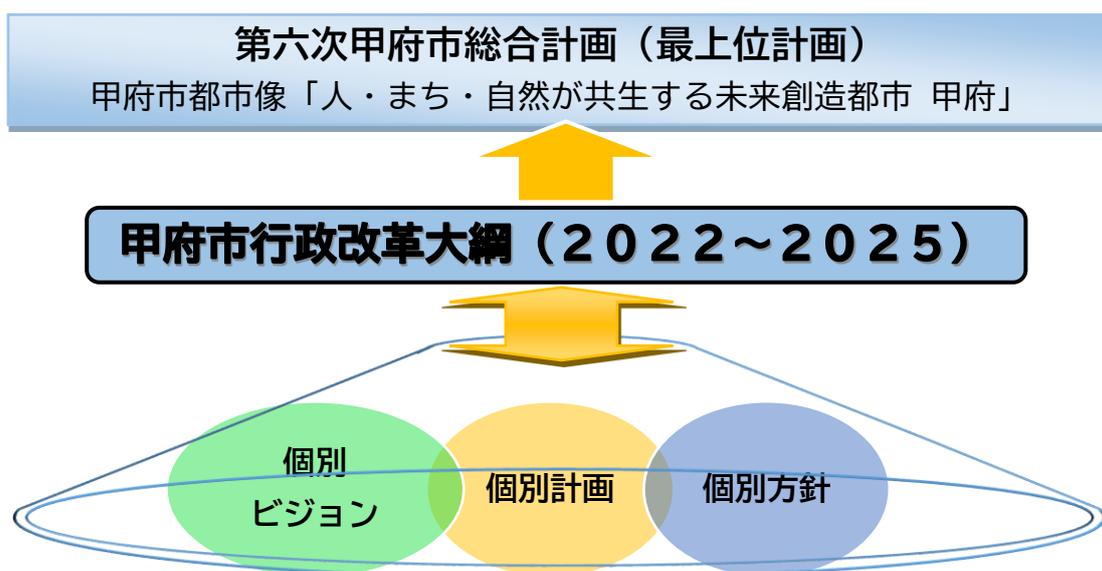
これに加えて、基礎自治体である本市には、急速に変化する社会経済情勢やそれに伴い発生する新たな行政課題へ柔軟に対応し、将来にわたって質の高い行政サービスを提供することが求められています。

このような状況において、時代に即した行政需要に的確に対応し、「第六次甲府市総合計画」に掲げる都市像である「人・まち・自然が共生する未来創造都市甲府」を実現するには、これまで以上に行政改革を推進し、本市の人材、資産、財源、情報といった

経営資源の最適化を図り、市民にとって魅力あるまちづくりに向け、安定した行財政基盤を築く必要があります。

こうしたことから、本市を取り巻く環境や多様化する行政課題に対応するため、本市が策定した個別計画等との連携の強化を図る中で、更なる業務の効率化に取り組み、限られた経営資源の効果的な活用に向け、職員が一丸となって行政改革に取り組むための新たな指針として、「甲府市行政改革大綱（2022～2025）」を策定します。

また、大綱に基づく具体的な取組とその達成時期等を明確にし、進捗管理と評価を行うために、本大綱に合わせて「甲府市行政改革推進プラン（2022～2025）」を策定します。



IV 行政改革大綱の基本事項

1 基本理念

本市の未来を見据え、職員の意識改革と抜本的な業務改革に重点を置き、仕事に対する「やりがい」や「目標」を持つ職員を育成し、チャレンジする職員を力強く後押しする中で、創造力を持って現行のサービスの質や量、実施方法などを見直し、それにより生み出した時間や財源等の経営資源を、新たな行政需要に対して効率的・効果的に再配分することで、時代に即した最適な行政サービスを提供するとともに、市民や民間事業者などの多様な主体と協働・連携することにより、生き生きと快適に暮らすことのできる持続可能な地域社会の形成に向けて、次のとおり基本理念を掲げ、不断の行政改革を推進します。

基本理念

「市民とともに未来へつなぐ市役所改革」
～時代のニーズに対応した行政改革の実現を目指して～

2 推進期間

令和4年度から令和7年度までの4年間とします。

3 基本方針

基本理念を実現するため、コストの削減と併せて成果に重点を置いた行政活動を行う「行政経営」や行政・市民・民間との協働を強化して、課題解決を行う「市民との協働」、また、公民連携や自治体連携の未来を見据えた「多様な主体との連携」を軸に、本市では次の3つを基本方針とします。

基本方針

- (1) 持続可能な行政経営の実現
- (2) 市民との協働の推進
- (3) 多様な主体との連携の推進

(1) 持続可能な行政経営の実現

コストや人員の削減という行政のスリム化に加え、成果を重視した「経営的視点」を持ち、働き方改革の推進や主体的に行政課題に取り組む自律性のある人財の育成、デジタル技術を活用した業務の効率化、公共施設等の有効活用などを推進し、限られた経営資源を包括的にとらえ、効率的・効果的な運用を行うことにより、持続可能な行政経営の実現を目指します。

(2) 市民との協働の推進

市民やNPO、事業者、行政などが互いの立場を尊重し、それぞれの特性を活かしながら、共通の目標を持って地域課題等の解決を促進し、豊かで活力ある持続可能な地域社会の実現に向け、市民との協働を推進します。

(3) 多様な主体との連携の推進

これまでの行財政運営の枠組みにとらわれず、民間活力の導入などによる効果的な施策の推進や、連携中枢都市圏の形成に向けた自治体連携を進め、広域圏でのスケールメリットを生かした行政サービスの提供を行うため、民間や近隣自治体などの多様な主体との連携を推進します。

V 改革実現に向けた施策等

1 基本方針を実現するための施策

行政改革をより効果的に推進するため、現在、本市が取り組む様々な施策の中から、大綱の基本方針を実現するために必要な6つの施策を、行政改革の推進に資する「基本方針を実現するための施策」として大綱に位置付けます。

また、この6つの施策に直接関係する個別計画等を「施策を推進する計画」として位置付け、行政改革の観点に基づき横串を通し、体系化することにより、各計画等で実施される取組を一体的に行うことで、連携・補完等による相乗効果を生み出し、6つの施策の着実な推進を目指します。

なお、6つの施策に直接関係する計画等が新たに策定された場合などは、順次、「施策を推進する計画」として位置付けを行います。

(1) 働き方改革の推進

労働時間や勤務場所について柔軟な対応を検討し、多様な働き方に対応した職場環境の整備や長時間労働の是正など、ワーク・ライフ・バランスを推進できる環境づくりに取り組みます。

また、職員一人ひとりが働き方について「自分ごと」として捉え、業務の見直しやICTの活用による業務の効率化を図ることによって、生産性を向上させ、それにより生み出された経営資源を有効に活用し、質の高い行政サービスの提供に繋がります。

◇位置付ける計画◇

「甲府市役所改革職員行動計画」

(2) 人財育成の推進

多様化する市民ニーズに的確に対応するため、目的意識を持って職務を遂行し、主体的かつ積極的に業務に取り組む職員意識の醸成に努めるとともに、職員の自発的な能力及び技能の向上に応えられる環境の整備に取り組みます。

◇位置付ける計画◇

「甲府市役所改革職員行動計画」

(3) デジタル化の推進

ICTが社会に浸透することに伴い、市民の情報入手方法や情報活用方法も変化していくことから、時代にあった市民サービスを提供するため、行政手続きのデジタル化を推進するなど、急速に進むデジタル化に対応し、ICTの有効活用を図り、更なる市民サービスの向上に取り組みます。

◇位置付ける計画◇

「甲府市デジタルソサエティ未来ビジョン」

(4) 公共施設等マネジメントの推進

公共施設等の施設総量を適正化する中で、適切なサービスの維持と施設の安全を確保し、既存施設を最大限活用しながら、民間事業者等との連携による効率的・効果的な管理運営に努め、次世代に安心して快適に利用できる公共施設を継承するため、公共施設全体の状況を把握し、経営的・長期的な視点に立った再配置等に取り組みます。

◇位置付ける計画◇

「甲府市公共施設等総合管理計画」

(5) 協働の仕組みづくりの推進

市民との協働による地域課題の解決に向け、市民と行政が同じ目的のために取り組む協働によるまちづくりの推進のため、市民活動の支援拠点となる甲府市協働支援センターを活用し、協働を推進するための仕組みづくりに取り組みます。

◇位置付ける計画◇

「甲府市協働のまちづくり第2期推進行動計画」

(6) 連携によるまちづくりの推進

時代に即した行政需要に的確に対応し、安定した行政サービスを提供するため、SDGsの考え方を踏まえる中で、多様な主体との連携による効果的な事業展開を図り、持続可能なまちづくりに取り組みます。

また、自治体の枠を超えた広域的な行政課題について、圏域住民に対して効率的、効果的に行政サービスが提供できるよう、近隣自治体との連携の推進に取り組みます。

◇位置付ける計画◇

「甲府市 SDGs 推進ビジョン」

2 「甲府市行政改革推進プラン（2022～2025）」の策定

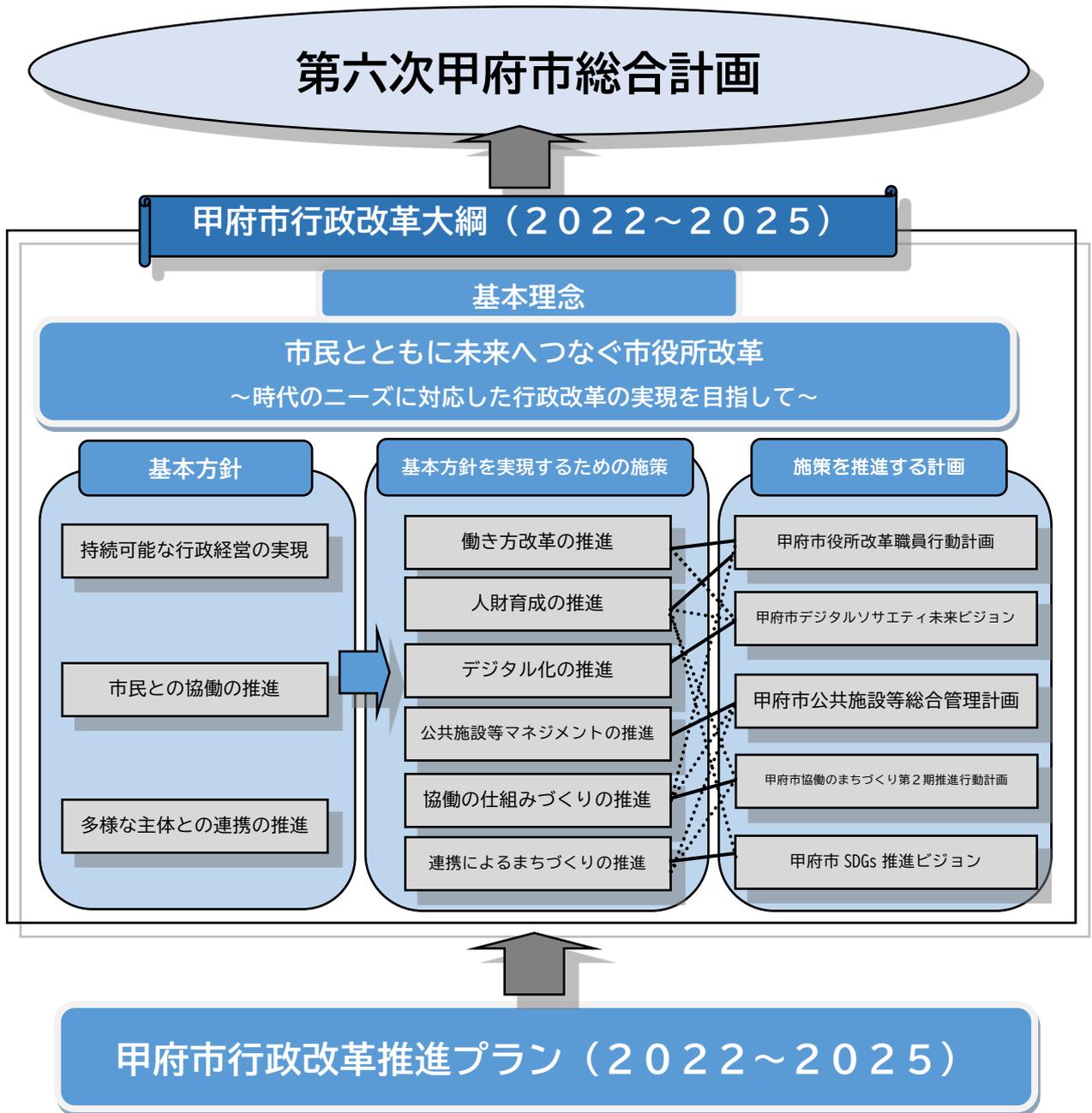
大綱に掲げた6つの施策に基づき、行政改革を着実に進めるための具体的な取組を定める「甲府市行政改革推進プラン（2022～2025）」（以下「推進プラン」という。）を策定します。

推進プランには、6つの施策に位置付けた計画で実施されている取組をもとに、行政改革の推進という観点に基づいて選定した事業を「取組事業」として設定し、進捗状況の管理と実施結果の評価などを行います。

また、社会経済情勢の変化などに柔軟に対応するため、新たな取組事業の掘り起こしやスケジュールの前倒しなどの見直しを随時実施します。

なお、推進プランの進捗状況や評価結果などについては、市ホームページ等を通じて広く市民に公表していきます。

3 体系図



VI 行政改革大綱の推進体制

1 行政改革大綱の推進体制

推進体制については、「甲府市行政改革推進本部」、「甲府市行政改革推進本部幹事会」、「甲府市行政改革を考える市民委員会」、「甲府市全職員」が一体となり、大綱に基づく改革を着実に推進していくための体制を設置します。

(1) 甲府市行政改革推進本部

大綱に位置付けた取組事業の進捗状況を点検・評価し、目標達成に向けて適切な進行管理を行います。

(2) 甲府市行政改革推進本部幹事会

大綱に位置付けた取組事業の進行管理、調整を行います。

(3) 甲府市行政改革を考える市民委員会

市民の視点から大綱に位置付けた取組事業の進捗状況について意見を交わします。

(4) 計画所管部局・関係部局・職員

部局間の横断的な連携を図りながら、推進プランに位置付けた取組事業を推進します。

取組事業の進捗状況を管理するとともに、社会情勢や進捗状況に応じて、年度ごとに必要に応じた見直しや新たな取組事業の設定等を行います。

なお、必要に応じた見直しや新たな取組事業の設定等を行う場合については、甲府市行政改革推進本部幹事会に報告し、甲府市行政改革推進本部の承認を得ることとします。

Ⅶ 参考資料

1 策定経過

	甲府市行政改革推進本部幹事会	甲府市行政改革推進本部	甲府市行政改革を考える 市民委員会
令和 2年 7月	【第1回】 7/15 ○新大綱の策定工程等について説明 ●現大綱の進捗管理（令和2年度下半期及び令和2年度総括）		
			【第1回】 7/26 ○委嘱状交付式（任期延長） ○新大綱の策定工程等について説明 ●現大綱の進捗管理（令和2年度下半期及び令和2年度総括）
8月		【第1回】 8/5 ○新大綱の策定工程等について説明 ●現大綱の進捗管理（令和2年度下半期及び令和2年度総括）	
	取組項目・内容の設定作業		
9月			
10月	【第2回】 10/18 ○策定方針(案)等の審議		
			【第2回】 10/26 ○策定方針(案)等の審議
11月		【第2回】 11/4 ○策定方針等の審議	
12月	【第3回】 12/16 ○新たな行政改革大綱(案)の審議 ●現大綱の進捗管理（令和3年度上半期）		
令和 4年 1月		【第3回】 1/18 ○新たな行政改革大綱（案）の審議 ●現大綱の進捗管理（令和3年度上半期）	
	パブリックコメント（令和4年1月25日～2月24日）		【第3回】 1/28 ○新たな行政改革大綱（案）の審議 ●現大綱の進捗管理（令和3年度上半期）
2月	【第4回】 2/16 ○新たな行政改革推進プラン（案）の審議		
3月		【第4回】 3/3 ○新たな行政改革推進プラン（案）の審議	
	【第5回】 3/31 ○新たな行政改革大綱の報告 ○新たな行政改革推進プランの報告 ○パブリックコメント報告	【第5回】 3/31 ○新たな行政改革大綱の報告 ○新たな行政改革推進プランの報告 ○パブリックコメント報告	○パブリックコメント報告 ○新たな行政改革大綱の報告

2 甲府市行政改革推進本部設置要綱

○甲府市行政改革推進本部設置要綱

平成18年6月1日

企第1号

(設置)

第1 社会経済状況の変化に対応した簡素で効率的・効果的な行財政運営の確立に向けた行政改革を総合的かつ集中的に推進し、新たな行政課題への対応と市民サービスの向上に資するため、甲府市行政改革推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 行政改革大綱の策定に関すること。
- (2) 行政改革実施計画の策定及び取組状況の監視に関すること。
- (3) その他、行政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長とする。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4 本部長は、推進本部を代表し、統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 推進本部の会議は、本部長が招集する。

(幹事会)

第6 推進本部に付議すべき議案の調製及び本部長の命を受けた案件を処理するため、推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び別表第2に掲げる職にある者をもって組織する。
- 3 幹事長は行政経営部長をもって充て、副幹事長は行政経営総室長をもって充てる。
- 4 幹事会は、幹事長が招集し、その議長となる。
- 5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第7 推進本部及び幹事会の庶務は、行政経営部において処理する。

(その他)

第8 この要綱に定めるほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年6月1日から施行する。
(甲府市行政改革庁内推進委員会設置要綱の廃止)
- 2 甲府市行政改革庁内推進委員会設置要綱（平成11年6月17日企第2号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1

代表監査委員 危機管理監 行政経営部長 企画財務部長 リニア交通政策監 市民部長 税務統括監 福祉保健部長 保健衛生監 子ども未来部長 環境部長 産業部長 まちづくり部長 病院長 病院事務局長 議会局長 教育長 教育部長 上下水道局業務部長 上下水道局工務部長 広域事務局長 消防長 ごみ処理施設事務組合事務局長
--

別表第2

市長室長 情報戦略室長 危機管理室長 行政経営総室長 企画財務総室長 市民総室長 福祉保健総室長 子ども未来総室長 環境総室長 産業総室長 まちづくり総室長 会計管理者 病院事務総室長 議会総室長 教育総室長 選挙管理委員会事務局長 監査委員事務局長 農業委員会事務局長 上下水道局業務総室長 消防本部次長（消防長が指定する者） ごみ処理施設事務組合室長
--

3 甲府市行政改革を考える市民委員会設置要綱

○甲府市行政改革を考える市民委員会設置要綱

平成11年8月1日

企第3号

(目的)

第1 甲府市が実施している行政改革に市民の意見を反映させるため、甲府市行政改革を考える市民委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 委員会は、次の事項について意見聴取及び意見交換を行う。

- (1) 甲府市の行政改革大綱に関する事項
- (2) その他行政改革に関する事項

(組織)

第3 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する10人以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 一般公募による者

(委員の任期)

第4 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5 委員会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は委員会を代表し会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 委員会は、必要に応じ会長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

(関係職員等の出席)

第7 会長は、必要があると認めるときは、会議へ委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8 委員会の庶務は、行政経営部において処理する。

(補則)

第9 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

**甲府市行政改革大綱
(2022～2025)**

令和4年3月

甲府市 行政経営部 行政経営室 行政経営課
〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号
電話 055-237-1161 (代)